

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第11号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																				
第21号様式（第16条関係） 県営住宅入居者収入申告書 (略)	第21号様式（第16条関係） 県営住宅入居者収入申告書 (略)																																				
(略)	(略)																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ニ) 特定扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ホ) 障害者 (特別障害者)</td> <td style="text-align: center;">万円× 人 (万円× 人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ヘ) 寡婦</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ト) ひとり親</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者	万円× 人	円	(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族	万円× 人		(ハ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族	万円× 人		(ニ) 特定扶養親族	万円× 人		(ホ) 障害者 (特別障害者)	万円× 人 (万円× 人)		(ヘ) 寡婦	万円× 人		(ト) ひとり親	万円× 人		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(イ) 同居者・同居外の扶養親族（同一生計配偶者）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 老人扶養親族（同一生計配偶者で70歳以上の者）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ハ) 特定扶養親族</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ニ) 障害者（特別障害者）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ホ) 寡婦（寡夫）</td> <td style="text-align: center;">万円× 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(イ) 同居者・同居外の扶養親族（同一生計配偶者）	万円× 人	円	(ロ) 老人扶養親族（同一生計配偶者で70歳以上の者）	万円× 人		(ハ) 特定扶養親族	万円× 人		(ニ) 障害者（特別障害者）	万円× 人		(ホ) 寡婦（寡夫）	万円× 人	
(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者	万円× 人	円																																			
(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族	万円× 人																																				
(ハ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族	万円× 人																																				
(ニ) 特定扶養親族	万円× 人																																				
(ホ) 障害者 (特別障害者)	万円× 人 (万円× 人)																																				
(ヘ) 寡婦	万円× 人																																				
(ト) ひとり親	万円× 人																																				
(イ) 同居者・同居外の扶養親族（同一生計配偶者）	万円× 人	円																																			
(ロ) 老人扶養親族（同一生計配偶者で70歳以上の者）	万円× 人																																				
(ハ) 特定扶養親族	万円× 人																																				
(ニ) 障害者（特別障害者）	万円× 人																																				
(ホ) 寡婦（寡夫）	万円× 人																																				
(略)	(略)																																				

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。